

車検伸長 農業者向け留意事項チェックリスト

平成26年3月25日現在

No.	確認	項目
1		車検伸長＝2年車検になるわけではありません。車検伸長のためには、通常車検と同等の点検・整備を行う必要があります。併せて、自動車の不具合状況に関するデータが収集され、そのデータは車検期間の延長が可能かどうかの検討に活用されます。
2		車検伸長で必要となる経費については、重量税や自賠責保険等、通常車検とほとんど変わりません。 (通常車検と比較すると検査手数料分の印紙代1,000円程度が削減されます)
3		車検伸長のための車両の指定申請は、使用者の任意の取組となります。車検期間の延長の検討には多くのデータが必要となりますので、取組へのご協力をお願いします。また、申請後に従来どおり車検を受けるか、車検伸長を受けるかも任意となりますが、2年連続車検伸長することはできませんので、ご注意ください。
4		車両の指定申請を行うことができるのは、自動車検査証の有効期限満了の1ヶ月前から満了日までです。指定申請は所有の車両1台ごとに、車検証に記載されている使用者が指定申請者になる必要があります。
5		指定申請に基づいて自治体が交付する指定書を、指定点検整備事業者で受ける点検・整備時に添付していただくことで、車検伸長の手続きが行えます。車検伸長の手続きは、指定点検整備事業者でしかできませんので、事前にご確認の上、点検・整備を依頼して下さい。
6		指定要件を満たさなくなった場合（認定農業者でなくなる場合、認定農業者以外への車両の譲渡・売却など）には、指定が取消しとなります。車検伸長中に指定取消しとなった場合には、自動車検査証が失効するため、継続して車両を使用するためには、新たに車検を受ける必要があります。また、指定要件を満たさなくなった場合は、指定取消しの手続きを行うことが必要となります。要件を満たしていない状況で継続して車両を使用した場合など、状況によっては過料に処されることがありますのでご注意ください。
7		指定書の取消しや車検証の失効を避けるため、年間に1万キロメートル近く走行される方、1年以内に自動車を譲渡・売却する予定がある方、認定農業者でなくなる方など、指定要件に該当しなくなる恐れがある場合には、車検伸長ではなく、通常車検を受けることをお勧めします。
8		市町村が、毎年、指定自動車の走行距離や使用実態など、指定要件の適合状況を実際にお車などにより確認させていただきますので、ご協力をお願いします。 (車両を持ってきていただく、営農場所で車両を確認させていただくなど。具体的手法については、今後お知らせします)

指定要件

No.	項目
1	自動車の使用者が農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者であること（経営の構成員を含む）。
2	車両総重量8トン未満かつ最大積載量が5トン未満の家用貨物自動車であること。
3	自動車検査証の車体の形状が「キャブオーバ」、「ダンプ」のいずれかであること。
4	年間総走行距離が1万キロメートル以下であること。
5	主として、十勝管内市町村内の使用であること。
6	主として農畜産物の運搬など営農に必要な作業のために使用すること。
7	自動車登録番号が「帯広」又は「帯」ナンバーであること。

自動車検査証の有効期間が満了する日の1ヶ月前の日

自動車検査証の有効期間満了日	自動車検査証の有効期間満了日の1ヶ月前の日
2月1日	1月1日
2月15日	1月15日
2月29日	1月29日
3月28日	2月28日
3月29日30日及び31日	2月28日（閏年の場合29日）
10月30日及び31日	9月30日
11月30日	10月30日

年間走行距離の計算 直近約1年の走行距離を日割り換算し、それにより算出された距離を年間走行距離とみなします。

計算例：前回車検時の走行距離から指定申請日（確認日）までの走行距離 X (km)、前回車検証の返付日から指定申請日（確認日）までの日数 A (日)

年間走行距離＝X (km) ÷ A (日) × 365日